

序

はじめに

序 はじめに

1. みよし市まちづくり基本計画の位置付け

みよし市まちづくり基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、みよし市まちづくり土地利用条例（以下、「市土地利用条例」といいます。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2 次みよし市総合計画に掲げるまちづくり像を実現することを目的として策定するものです。

また、本計画は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（みよし市都市計画マスタープラン）として位置付けられます。

《みよし市まちづくり土地利用条例とは》

みよし市のまちづくりの基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくり基本計画の策定、開発事業の基準および手続きを定め、みよし市総合計画に掲げるまちづくり像の実現に寄与することを目的に制定されたもので、平成 16 年 4 月 1 日に施行されました。

2. 本計画の性格

本計画は、みよし市の都市計画に関する基本的な方針として、まちづくりの目標、土地利用の方針、都市施設等の整備の方針、自然環境保全の方針その他のまちづくりの方針を明らかにするものです。

また、市土地利用条例では、無秩序な開発や貴重な自然環境の喪失などに対応するために、現行法令では対処が難しい開発行為や建築活動について、実効性のあるルールを定めることをひとつの大きな目的としています。そのため、本計画には土地利用の誘導に関する措置を講ずるための区域（以下「土地利用誘導区域」といいます。）および土地利用誘導区域における土地利用の基準を定めており、土地利用の調整を図る計画としての性格も有しています。

なお、本計画の策定にあたっては、第 2 次みよし市総合計画や豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊田都市計画区域マスタープラン）などの上位・関連計画との整合を図るものとします。

《都市計画マスタープランとは》

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村の創意工夫のもとに住民の意向を反映したまちづくりの具体的なビジョンを定めるものです。

《都市計画区域マスタープランとは》

都市計画法第 6 条の 2 に規定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が都市計画区域ごとに定めることとされています。愛知県には都市計画区域が 6 地区あり、みよし市は豊田市との 2 市で構成される豊田都市計画区域に属しています。

3. 本計画の目標年次

本計画は、2029 年（令和 11 年）を目標年次とします。

また、本計画は、市土地利用条例第 9 条に規定する手続きを経て、随時見直しや変更を行うものであり、土地利用に関わる社会情勢の変化や地域住民のまちづくりの意向などを反映しながら更新していく計画です。